

## 北海道告示第10850号

漁業法（昭和24年法律第267号）第62条第1項の規定により檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権、第15次区画漁業権）を定めるとともに、同法第64条第6項の規定により当該檜山海区漁場計画に基づく漁業の免許予定日及び申請期間を定めた。

令和5年5月31日

北海道知事 鈴木 直道

### 1 檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権、第15次区画漁業権）の内容

次のとおり

### 2 漁業法第64条第4項の規定により聴いた檜山海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

次のとおり

### 3 漁場図

次のとおり

### 4 漁業の免許予定日及び申請期間

(1) 免許予定日 令和5年9月1日

(2) 申請期間 令和5年6月11日から令和5年7月10日 午後5時まで

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部水産局漁業管理課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/index.htm>）において縦覧に供する。）